# 独 立 役 員 届 出 書

## 1．基本情報

| 会社名 | グリーホールディングス株式会社 | | コード | 3632 |
|---|---|---|---|---|
| 提出日 | 2026/9/17 | 異動（予定）日 | 2026/9/28 | |
| 独立役員届出書の提出理由 | 2026年9月10日（木）に提出した独立役員届出書について、「2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項」の記載の一部（近藤 僚子氏に関する箇所）を訂正するため。 | | | |
| ☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） | | | | |

## 2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※2・3） | | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | | |
| 1 | 夏野 剛 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | 有 |
| 2 | 飯島 一暢 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 3 | 水野 道訓 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 4 | 髙木 憲一郎 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | △ | | | | | 有 |
| 5 | 芦澤 美智子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 6 | 近藤 僚子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | 訂正・変更 | 有 |

## 3．独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4） | 選任の理由（※5） |
|---|---|---|
| 1 | 同氏は、当社の取引先である株式会社KADOKAWAの取締役 代表執行役社長を兼任しておりますが、直近事業年度における、当社の連結売上高に対する同社との取引金額の割合、及び同社の連結売上高に対する当社との取引金額の割合は２％未満であります。 | 通信・インターネットからコンテンツ・出版に至る幅広い事業における経営経験と高い見識を有しております。<br>2026年６月期においては、取締役会12回並びに指名委員会及び報酬委員会各９回のすべてに出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言を行っております。2009年の就任以来、当社の事業と歴史を深く理解し、独立した立場から的確な助言と経営の監督を行っております。当社グループがエンターテインメント企業グループへの変革を進めるなか、同氏の卓越した知見と経営者としての豊富な経験は、当社の事業戦略の推進と取締役会の実効性向上に不可欠であります。引き続き、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役に選任しております。<br>また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 2 | | メディア事業会社の取締役を歴任し、当該業界と企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。<br>2026年６月期においては、取締役会12回並びに指名委員会及び報酬委員会各９回のすべてに出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言を行っております。2012年の就任以来、独立した立場から当社経営への助言と監督を行っております。当社グループがIP価値の最大化を戦略の柱に据えるなか、放送・メディア業界の事業構造とコンテンツビジネスを熟知した同氏の知見は不可欠であります。引き続き、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役に選任しております。<br>また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 3 | | エンターテインメント事業会社における取締役を歴任し、当該業界と企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。2026年６月期においては、取締役会12回並びに指名委員会及び報酬委員会各９回のすべてに出席し、当社グループの経営全般に関する有益な発言を行っております。エンターテインメント産業における卓越した経営知見をもって当社グループの成長戦略を後押しし、独立した立場から経営の監督を行うことは、持続的な企業価値向上の実現に不可欠であると判断しております。引き続き、取締役会、指名委員会、報酬委員会等での助言や提言を期待し、社外取締役に選任しております。<br>また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 同氏は、2018年１月まで当社の取引先であるKDDI株式会社の執行役員を、2024年６月まで同社の常勤監査役を務めておりましたが、直近事業年度における、当社の連結売上高に対する同社との取引金額の割合、及び同社の連結売上高に対する当社との取引金額の割合は２％未満であります。 | 通信・インターネット事業会社における事業企画・経営管理及び監査役としての豊富な経験と見識を有するほか、代表取締役社長としての企業経営経験も有しております。2026年６月期においては、取締役会12回、監査等委員会13回並びに指名委員会及び報酬委員会各９回のすべてに出席し、コンプライアンス体制等に関する有益な発言を行っております。当社グループの事業多角化に伴い内部統制とリスク管理の重要性が一層高まるなか、同氏が独立かつ中立の立場から監査・監督機能を実効的に担うことは不可欠であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。<br>また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 5 | | 監査法人での公認会計士としての経験を有するほか、産業再生機構での企業の変革プロジェクトや企業再生M&Aの研究に携わるなど、実務者・研究者として財務及び会計に関する深い見識を有しております。2026年６月期においては、取締役会12回及び監査等委員会13回のすべてに出席し、M&A・企業再生を専門とする研究者としての知見に基づき投資・M&A案件の審議において有益な発言を行ったほか、公認会計士の資格と会計・財務に関する豊富な実務経験を有する立場から、当社グループの財務報告の適正性及び会計監査人の監査の相当性に関する助言を行っております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社グループが事業再編を通じた事業構造の転換を進めるなか、同氏が財務及び会計に関する高度な専門性に基づき、独立かつ中立の立場から監査・監督機能を実効的に担うことは不可欠であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。<br>また、同氏は証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 6 | 同氏は、当社の取引先であるTMI総合法律事務所のカウンセルを兼任しておりますが、直近事業年度において、同氏が当社から役員報酬以外の金銭その他の財産を得た事実はなく、また、直近事業年度における、当社の連結売上高に対する同所との取引金額の割合、及び同所の売上高に対する当社との取引額の割合は２％未満であります。 | IT業界での実務経験を積んだ後、弁護士資格を取得し、著作権・特許をはじめとする知的財産法務、システム・ソフトウェア開発関連法務、データ保護法制、国際訴訟・仲裁等の分野で豊富な実績を有しております。また、米国公認会計士及びカリフォルニア州弁護士の資格を有するなど、国際的な法務・紛争処理に関する高度な専門性を備えております。<br>事業会社での実務経験に裏打ちされたIT・知的財産・国際法務の専門知見と、会計に関する素養を兼ね備えた同氏は、独立した立場から当社の経営に多角的な助言と実効的な監督を行うことができる人材であります。当社のガバナンス強化と持続的な企業価値向上への寄与を期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記のとおりの高度な専門的知見及び豊富な実務経験に照らし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は、証券取引所が定める基準、及び当社が制定する独立性の判断基準を充たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。 |

## ４．補足説明

| |
|---|
| |

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。